

平成20年第1回尾鷲市議会臨時会会議録

平成20年8月1日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成20年8月1日(金)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第45号 平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の
議決について
(提案説明、質疑、委員会付託)
- 日程第 4 議案第 9号 専決処分事項の承認について(尾鷲市後期高齢者医
療に関する条例の一部改正)
(報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 5 議案第45号 平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の
議決について
(委員長報告、質疑、討論、採決)

出席議員(15名)

1番 神保美也 議員	2番 内山鉄芳 議員
3番 三鬼孝之 議員	4番 田中 勲 議員
5番 真井紀夫 議員	7番 三鬼和昭 議員
8番 高村泰徳 議員	9番 與谷公孝 議員
10番 端無徹也 議員	11番 濱中佳芳子 議員
12番 北村道生 議員	13番 村田幸隆 議員
14番 濱口文生 議員	15番 中垣克朗 議員
16番 南 靖久 議員	

欠席議員(0名)

説明のため出席した者

市	長	奥	田	尚	佳	君
会計管理者兼出納室長		湯	浅	英	男	君
市長公室長		栗	藤	和	治	君
総務課長兼防災危機管理室長		川	口	明	則	君
税務課長		世	古	正	太	郎
福祉保健課課長補佐		平	山		眞	君
環境課長		楠		文	治	君
環境課廃棄物・資源リサイクル担当調整監		佐	々	木		進
市民サービス課長		山	下	恭	徳	君
建設課長		北	村	都	志	雄
新産業創造課長		奥	村	英	仁	君
水産農林課長		岩	出	育	雄	君
水道部長		川	端	直	之	君
尾鷲総合病院事務長		大	倉	良	繁	君
尾鷲総合病院総務課長		大	川	一	文	君
尾鷲総合病院医事課長		世	古	讓	治	君
教育委員長		北	澤	雅	臣	君
教育長		田	中	稔	昭	君
教育委員会教育総務課長		吉	澤	壽	朗	君
教育委員会生涯学習課長		三	木	正	尚	君
教育委員会学校教育担当調整監		玉	津	勲	哉	君
監査委員		濱	田	俊	次	君
監査委員事務局長		濱	野	薫	久	君

議会事務局職員出席者

事務局長	山	本	和	夫
議事・調査係長	内	山	雅	善
議事・調査係主査	竹	平	専	作

〔開会 午前10時01分〕

議長（與谷公孝議員） これより平成20年第1回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長よりごあいさつがあります。

市長。

〔市長（奥田尚佳君）登壇〕

市長（奥田尚佳君） おはようございます。

本日は、早朝より平成20年第1回臨時会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本臨時会の開催をお願いするに当たって、さきの第2回定例会でご承認いただけませんでした補正予算につきましては、議会でご指摘いただきました意見を尊重し、陶芸教室に係る歳入歳出予算を当初予算のまま計上いたしております。補正予算の議決は市民生活に密着したものであり、速やかに臨時会をお願いすべきところ、1カ月余りが経過してしまったことを市民の皆様方に深くおわびするところであります。

本臨時会に上程いたします議案につきましては、議案第45号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」の1議案と報告が1件であります。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（與谷公孝議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において3番、三鬼孝之議員、4番、田中勲議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日だけにいたしたいと思っております。これにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(與谷公孝議員) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日だけに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第45号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の議決について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長(奥田尚佳君)登壇]

市長(奥田尚佳君) それでは、議案第45号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)案」についてご説明いたします。

お手元に配付の一般会計補正予算(第1号)主要事項説明の1ページをごらんください。

今回、補正をお願いするのは一般会計のみでございます。

予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で3,955万1,000円を追加し、これにより各会計を含めた予算総額を179億5,303万円とするものであります。

2ページをごらんください。

歳入の主な概要につきましては、11款分担金及び負担金801万7,000円の増額です。これは、養護老人ホームの入所者負担金794万5,000円、生活管理指導短期宿泊事業利用者負担金7万2,000円を合わせて増額するものです。

13款国庫支出金120万7,000円の増額です。これは、既存の住民基本台帳電算処理システムを裁判員制度に適應させるため、システム改修費交付金として交付されるものであります。

14款県支出金は、須賀利地区避難路側溝蓋設置工事、自動体外式除細動器(AED)購入などに伴う緊急地震対策促進事業補助金499万9,000円、福祉医療費の制度改正に伴う208万3,000円、委託事業である学力アドバンス事業委託金30万円の増額であります。

17款繰入金は、自動体外式除細動器(AED)購入に充当するため地域福祉基金から220万円を、今回の補正予算財源として1,887万6,000円を財

政調整基金から繰り入れるものです。

19款諸収入184万4,000円の増額は、戸別受信機個人負担分などによるものです。

次に、歳出であります。

3ページをごらんください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりです。このうち、主なものについて次のページで説明いたします。

4ページをごらんください。

まず、議会費ですが、議員報酬手当575万6,000円と議会運営経費26万円の減額でございますが、これは議員1名の減によるものであります。

次に、総務費ですが、一般管理費の情報化推進事業では、裁判員制度モジュール適応業務委託料120万8,000円の計上と、住民基本台帳ネットワーク機器借上料の49万7,000円の減額でございます。これは、契約額の確定によるもので、後ほどご説明いたしますが、債務負担行為の変更もお願いするものであります。

企画費では、本市の公共交通機関のあり方を協議するため、尾鷲市地域公共交通活性化協議会を設立し、その負担金として30万円などを計上、防災費は、希望者配布戸別受信機購入費400万円、須賀利地区避難路側溝蓋設置工事費330万円、自動体外式除細動器(AED)購入費420万円などを計上しております。

民生費は、身体障害者福祉費では、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の通院費を9月診療分から助成対象として拡充することによる心障医療費助成金12万円の増額、新規事業として人工透析患者通院費補助金21万6,000円を計上。乳幼児医療費では、就学前児童までの通院費を助成対象として拡充することから、乳幼児医療費助成金404万8,000円を、児童福祉総務費では、放課後児童クラブ運営費委託料として150万円の増額です。

続きまして、5ページをごらんください。

衛生費は、斎場管理費に炉修繕料315万2,000円を計上しております。

農林水産業費は、水産振興費でガラモ植生調査委託料20万円などを計上しております。

土木費は、道路維持費で市内各所道路舗装修繕工事費として500万円の計上です。

道路新設改良費は、市内各所道路改良工事費 1,800 万円の増額です。

公園費は、泉第三児童公園石積擁壁補強工事 100 万円の計上であります。

教育費は、事務局費で A L T 事業が 8 月から 1 名体制になることから 233 万 3,000 円の減額、教育振興費は、教育研究推進事業費 30 万円を計上しております。

続きまして、債務負担行為であります。

債務負担行為の変更につきましては、契約額の確定によるもので、住民基本台帳ネットワーク機器借上料の限度額 1,569 万 2,000 円を 1,121 万 9,000 円に変更するものであります。

なお、今回の補正予算は、前回提案から歳入で県支出金の水力発電施設周辺地域交付金の減額 353 万 7,000 円と、歳出で教育費の陶芸教室移転工事費の減 353 万 8,000 円を除いたものとなっております。また、歳入歳出の 1,000 円の調整を財政調整基金の繰入金で行っております。

以上をもちまして、議案第 45 号「平成 20 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 号）案」の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（與谷公孝議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

ご質疑はございませんか。

16 番、南議員。

16 番（南靖久議員） 私は、先ほど市長からの提案理由の説明をいただきました平成 20 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 号）について、若干質疑を行いたいと思います。

6 月 23 日に定例会が閉会して、尾鷲市始まって以来補正予算が否決されてから約 40 日たったわけなんですけども、きょう 40 日たって、やっと臨時会の招集をしていただいたということで、否決した議員の 1 人として大変長く長く感じた 40 日で、市民生活に多々迷惑をかけたなど、自分自身の反省も踏まえておるところでございます。

そういった中で、二、三、市長にお伺いをさせていただきたいと思います。

市長は、さきの記者会見ですか、報道、新聞によると、6 月定例会で否決された予算に伴い中止できない部分があり、職員の視察や水産関連事業、それに A L

Tの帰国費用を他の費目から流用したと記者会見で述べられておりますけれども、まず、私の聞きたいのが、今回計上された予算の部分で、どこの部分を既に流用されておるのか、具体的にまずお聞かせを願いたいと思います。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 6月23日に予算が否決ということになりまして、財政の方にも、この議会の議決というのを重く見るということで、基本的に予算の流用はやめようやないかということで財政の方にも指示を出しまして、財政の方から各課の方にも徹底をさせていただいたという状況であります。

そういう中で、中止になった事業もありまして、水産関係と言われましたけど、ガラモの植生調査委託料というのは今ちょっと見合わせていまして、中止の方向で今動いておりますけども。

流用というか、困ったのは、ALTの帰国旅費につきましては、7月中に帰国ということになりまして、1名分は当初予算で上げておりまして、2名帰国でございました。これにつきましては8月に延ばしてくれということもできませんでして、そういう意味で、新しく入ってくる方の旅費というのが当初予算で上がっておりますので、その枠内で使わせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

それと、認定こども園にかかわる視察がありまして、これも市役所の中だけの問題だったらよかったですけど、他団体との関係もありまして、いろいろ調整させていただきまして、やっぱりいろんな議論をしていく中で、これ以上この視察の日程をおくらせるわけにいかないということがありまして、そういう中で、この旅費が1人1万8,700円の3名分ということで、5万6,100円につきましては福祉保健課の方で計上されている旅費ということで、これを流用という形でさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

議長（與谷公孝議員） 16番、南議員。

16番（南靖久議員） 先ほどの市長の答弁によりまして、基本的には6月議会で否決された3,600万円の部分の予算流用はやめようと。これは当然、地方自治法に基づいた市長の明快な判断だと思います。

ただ、ALTの帰国費用を2名組んだのは1名どうしても7月中に帰国しなければならない、また、民生事業協会さん、今回福祉の方とご視察に行かれたということをお聞きしておりますけども、それについても他団体のことがあり、どうしても流用せざるを得なかったという市長の答弁なんですけど、今回は質疑という

ことで、あえて深くは追及はいたしませんけども、さきの全協で議長が市長に対して述べられたように、議会として6月30日に早く臨時会を開いてくださいよと要請をした経緯があると思うんです。そういった中で、速やかに行為に至っていただけていると、今回の予算流用ということはしなくて、当然、既設予算の中での予算執行が可能だったと僕は思うんです。

そういう意味では、市長の今先ほどの答弁は、一連の流れの中では整合性に若干欠けるのかなという思いをいたしております。

ただ、私が言おうとするのは、今回の予算については、目くじら立ててとやかく言うつもりは私はありません。しかし、議会のルールとして、当然、私の知る範囲では、否決された予算についての予算流用というのはできないと私は判断をいたしております。そういった中で、市の財政課の方にもきのう昼から問い合わせたんですけども、これといった明快な答えがいただけなかったのが残念なんですけど。

その中で、私、どうしても気になるものですから、自分の調べる範囲には限界があるということで、三重県の市町行財政室というところに電話でお尋ねしました。今回の否決された予算の流用については、三重県としての見解はどうですかと尋ねましたら、まず返ってきた答えは、通常では考えられませんか。全く好ましくない行為でありますと。それと、全国の判例を見ても、幾つもの種の判例があるということということで、これは当然違法に値するというような見解を示しておられましたので、そういった意味で、改めて今回の予算流用についての地方自治法との整合性の見解をお聞きしたいと思います。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 今、南議員の質疑の中で、速やかにというお話がありましたけども、確かにそうでありまして、私も速やかに臨時会を開かないといけないなという気がしておりました。

ただ、その中で、6月の議会の中で、陶芸教室の部分ということで、今後の方向性を何とかきちんとした形で報告したいなということで、その辺のところを継続して今検討している段階なんでありまして、そういう意味で、ちょっとおくれってしまったということで、深くおわびしたいと思います。

そういう意味で、先ほど申し上げましたけども、水産関係からも植生調査なんかもできなくなった、それから、透析患者の方々への通院費の補助というのも7月から実施しようと思っておりましたけども、その辺のところも支障を来している。

それから、斎場の修繕とか、そういうのもおくれってしまった。公共事業関係も当初の予定よりもおくれ込んでしまったということに対しては深くおわびしたいというふうに思います。

それで、そういう中で今回の旅費につきましては、確かに道義的に考えても望ましくないなというふうに考えております。そういう中で、私もこれは各課とかなり検討しましたけども、先ほど申し上げたように、いろんなところで支障が来ているわけなんですけども、そういう意味で、違法性とか、そういうことに関してまでは、望ましくないなというのはありましたけども、そこまではちょっと考えが及ばなかったということであります。

議長（與谷公孝議員） 16番、南議員。

16番（南靖久議員） きょうはやけに市長は丁重に、静かにお答えを、かなり反省をされておるような弁をいただいております。

ただ、僕も正直言いますと、3週間ほど前にこの問題で宮本福祉保健課長に相談されました。正直に言います、もう。「委員長、実は、どうしても視察へ行かなあかんようになってたんや。予算流用はあかんやろうか」というようなことを本当に相談されました。僕もそのときはここまでの認識はなかったのが事実で、「それは、あれやな、宮本課長、民間団体のこともあることやし、節・目で流用できる範疇やでしようがないやないかな、行ってこい」というようなことを僕は言いました。僕も、きのうのところで気づいたんです。実は、そのときに僕はもっと勉強しておったら今回の形に至らなかったんですけど、そういう意味では、自分自身、そういった軽率な判断をしちゃったなということに対しては非常に反省をしておるわけなんですけど。

ただ、僕はなぜこのことに気づいたかといいますと、実は、予備費というものがありますね、行政執行の上において。その予備費の部分を調べてみると、予備費はいかなる場合があっても否決された用途には使用することができないと、地方自治法の217条の2項にうたわれておるんです。それに気づいて、僕は、あ、そうか、そういうことになってくると、否決された予算については当然予算執行はできないだろうという判断のもとで実は担当の財政の方にも聞いたんですけど、そうすると、率直に財政の方は、実は地方自治法では歳出の予算の目・節において予算の流用は禁止しておりませんと、そういった都合のええ答えがきのう返ってきました。まさにそのとおりなんです、地方自治法でいくと。これはあくまでも普通の状態のことを言うんですね。否決された予算の場合は全くこれが該当し

ないと僕は思うんです。そやもんで、できたら財政を担当する課に聞きたいんですけど、やはり行財政運営のプロがたくさんおられる中で、なぜこのような無理な予算流用をしてしまったのかなというような、本当に不信感を僕は抱いております、そういった意味では、行政のプロに対して。当然、市長も公認会計士ということで、当然会計のプロということは十分僕は認識をしてお話をしておりなつりなんですけども、ただ、幾つも裁判の事例、判例によりますと、やはり否決された予算についての流用は、ほとんど負けております、執行部の方が。あえて紹介するつもりはございませんけど、結論として、議会の議決を侵害する違法な行為であり、そのような財務行為は財務会計法規に違反する違法行為であるということで、いろんな裁判の事例がこのような感じで最後を締めておりますので、明らかに今回のことも、ささいなことですが、議会側といたしましては、やはり議会制民主主義を無視したやり方だと言わざるを得ないと、そのように僕は判断をしておりますので、今後、予算の、特に正常な状態であっても、流用な部分については十二分に議長、議会筋と相談をして進めていただきたいことを強く要望いたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。

ただ、各課の担当の見解だけお聞きしたいと思います。

議長（與谷公孝議員） 市長公室長。

市長公室長（栗藤和治君） 流用の件でございますが、大筋は市長の答弁のとおりなんですけども、きのう電話をいただきまして、的確に答えられなかったことはこの場でおわびいたします。

流用につきましては、当然、予算書の1ページにありますように、款・項では禁止されているというのもありますし、今、議員からおっしゃられましたように、目・節については執行科目でもあり、市長の裁量でできると、これは基本的なことでもあります。

それで、おっしゃられた否決の議案と申しますか、そういう予算の中でどうなんだという、そういう判例でございますけども、確かにいろいろ出ていまして、はっきり言いまして違法性があるという判断も出ているところもありますし、我々も今回のことにつきましては、やはり市長の言ったように、違法までちょっとわからないんですけど、いろんな事例がありますものですから、はっきり言いまして、言うまでもないんですけど、予算の事前議決の原則というのが当然ありますので、これはやっぱり好ましくない、そういう認識ではあります。

ただ、理由としては市長が言ったとおりでございますけども、あと、ともに事

業としては当初で認められている範囲の中ですので、ちょっと拡大解釈になるかもわからないのですが、一応執行科目ということで、今回このようにさせていただいたわけでございます。何度も言いますが、決して好ましいこととは思っておりません。

以上でございます。

議長（與谷公孝議員） 南議員、よろしいですか。

ないようですので、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ご異議なしと認めます。

よって、本議案は所管の常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第4、報告第9号「専決処分事項の承認について（尾鷲市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告について、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（奥田尚佳君）登壇〕

市長（奥田尚佳君） それでは、報告案件についてご説明いたします。

報告第9号の「専決処分事項の承認について」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

報告第9号「尾鷲市後期高齢者医療に関する条例の一部改正」の内容につきましては、政府・与党が本年6月12日に後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等への対応についての実施を決定いたしました。このことにより、三重県後期高齢者医療広域連合は、期間的な問題から7月の保険料額が確定できないため、8月からの賦課に変更いたしました。そのため、本市においても尾鷲市後期高齢者医療に関する条例の平成20年度における納期を改正する必要が生じたものであります。

以上が報告第9号についての説明であります。

議長（與谷公孝議員） 以上で報告は終わりました。

ただいまの報告に対し、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第4、報告第9号「専決処分事項の承認について（尾鷲市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（與谷公孝議員） 挙手全員であります。

よって、報告は承認されました。

ここで暫時休憩し、付託議案の審査をしていただくため、第二・第三委員会室において総務産業常任委員会を開催していただき、同委員会終了後、生活文教常任委員会を開催していただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、暫時休憩いたします。

〔休憩 午前10時32分〕

〔再開 午後 2時10分〕

議長（與谷公孝議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、日程第5、議案第45号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、所管の常任委員会に付託してご審査願っておりますので、その経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、生活文教常任委員会、南靖久委員長。

〔16番（南靖久議員）登壇〕

16番（南靖久議員） 私たち生活文教常任委員会に付託になりました議案第45号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」のうち、第1条歳入、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出

金、第2項第2目民生費県補助金、第3項第6目教育費委託金、第19款諸収入、第5項第1目第2節雑入のうちALT住宅使用料、歳出第2款総務費、第1項第1目一般管理費、第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費、第2条第2表債務負担行為補正、以上1議案について、委員会における審査の経過とその結果についてご報告申し上げます。

先ほど、本会議休憩中、午後1時より市長、教育長並びに関係諸課長の出席を求め、詳細なる説明聴取を行い慎重に審査した結果、付託されました議案第45号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」につきましては、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査において、委員より今回の旅費予算流用についての法的根拠を明確にせよとの意見が出されましたが、執行部として答弁は、法的根拠に欠け、不適切な流用をわびる事態でありました。

あわせて委員より、このような予算の流用につきましては、今後、議会の意思を十分尊重し予算執行すべきとの強い指摘があったことを申し添え、委員長報告といたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（與谷公孝議員） 次に、総務産業常任委員会、村田幸隆委員長。

〔13番（村田幸隆議員）登壇〕

13番（村田幸隆議員） 総務産業常任委員会に付託になりました議案第45号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」のうち、第1条歳入、第14款県支出金、第2項第1目総務費県補助金、第4目農林水産業費県補助金、第17款繰入金、第19款諸収入、第5項第1目第2節雑入のうち戸別受信機個人負担金、歳出、第1款議会費、第2款総務費、第1項第5目企画費、第12目防災費、第5款農林水産業費、第7款土木費、以上1議案についての委員会における審査の経過並びに結果についてでございますが、本日午前10時40分より市長及び関係課長等の出席を求め、詳細なる説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第45号につきましては賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しましたので、ご報告を申し上げたいと思います。

なお、審査の中で6月定例会で予算が否決されてから今回の臨時会までの1カ月余りの期間があったにもかかわらず、予算執行において影響が出たにもかかわらず予算を検証せず計上されており、これについては5款農林水産業費、5項水

産業費、2目水産振興費、細目1の漁場の管理保全、ガラモ植生調査委託料20万円でありましたけれども、この調査料につきましては、例年6月、7月の調査であります。臨時会がおくれたために、既にこの期間が過ぎております。これについては三重大が配慮をしていただきまして、三重大の方で既に調査をされておる。にもかかわらず20万円の予算が計上されておったということでありまして。

このままいけば、当然この予算執行はあり得ませんから、来年の3月の定例会に減額補正ということになるのではないかという委員からの質問がございました。これについて執行部では、秋口にも三重大と相談をして、もう一回追跡調査をやりたいという苦しい答弁でありましたけれども、その事情を委員では酌み取って採決ということになったわけでありまして、申し添えさせていただきたいと思っておりますが、6月定例会が終わってからも、即座にこの臨時会というものを開いておれば、こういう諸問題も起こらなかったのではないかと。補正予算といえども時期をおくらせるということは言語道断である、こういう意見からの強い指摘もございました。執行部におかれましては、この補正予算だけでなく、予算計上というものについてもっと慎重に吟味をし、精査をし、そして納得のいく説明のもとに予算計上を図るべきであります。こういう予算計上をやられますと、委員会としても審査がたびたび中断する、そして、議会の審査そのものがおかしくなってしまうということがありますから、その辺のところを強く執行部には申し上げておきたいと思っておりますので、心して次の議会からは予算計上というものにかかっていただく、このことを重ねて強く申し上げて委員長報告といたします。

よろしくご審査を賜りますようお願いいたします。

議長（與谷公孝議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

5番、真井議員。

5番（真井紀夫議員） 生活文教委員長にお尋ねをしたいと思っております。

午前中のこの臨時会の質疑の中でもありましたが、先ほど旅費等の流用というお話でありましたけれども、そのことについて市長の方は、6月議会で否決をされたときに一切流用はまかりならんと、そういうことで進めたけれども言いながら、その裏側で流用がされていたと、その辺の事情、その辺の責任はどこにあるのか、その辺のところも審議をしていただきましたか、まずお尋ねしたいと思っております。

議長（與谷公孝議員） 16番、南靖久委員長。

16番（南靖久議員） ただいまの真井委員の質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほど真井議員から、流用の責任のあり方について委員会で審議されたかどうかということでございますけども、委員会審議の中で、このALT事業にかかわって委員よりその予算流用の根拠を示していただきたいとの質問がございました。しかし、その根拠については明確に触れることはなかったと私は委員長として認識をいたしておりますが、ただ、民生事業協会といった視察、旅費については、奥田市長の方が確かに不適切なやり方であったと、十分にそのような法的根拠がないにもかかわらず、ただ予算執行をしてしまったことは大変まずかったという意思是表示していただきましたけども、その法的根拠についての説明はなかったように思います。

以上です。

議長（與谷公孝議員） 5番、真井議員。

5番（真井紀夫議員） もう一度生活文教委員長にお尋ねしたいと思います。

先ほどの流用の問題でございますけども、市長は常々、新聞等も含めてですけども、市民の声を聞いて、市民の意見を聞いてということのを再三言われておりますが、議会の方のことについてはその辺のところの話は出なかったんですか、どうですか。私は、議会の議決が市民の声を代表しておると、このように思うわけですけども、そういう意味では、議会の議決を無視して否決されたものを勝手に流用までして違法な行為をしたというものであれば、どこにだれが責任を持ってされたのか、その辺のところをもう一度尋ねておきたいと思います。

議長（與谷公孝議員） 16番、南靖久委員長。

16番（南靖久議員） 議会の議決についての責任の所在ですか、今回の流用ということでありましたけども、ただ、委員会としては、先ほどの委員長報告と先ほどの説明で申し上げましたように、議会で否決されたということは、当然6月議会のことであり、今回、その議会の議決を無視して予算流用されたというのも、これも事実でございますが、委員会の議論の中で、議会の議決についての責任のとり方という質問はございませんでした。

以上です。

議長（與谷公孝議員） 5番、真井議員。

5番（真井紀夫議員） 最後にいたします。

そうすると、市民の声はしっかり聞くけども、議会の意見、議会に相談、議会の声、そういうものについては何ら反省も、それから陳謝の言葉もなかったとい

うふうに理解してよろしいですか。

議長（與谷公孝議員） 16番、南靖久委員長。

16番（南靖久議員） ただ、市民の話やけども、議会云々という、確かに委員会としてはそういった議論はなかったのは現実でございます。ただ、できない、否決された予算の流用については、確かに今後、十二分に注意をしてかかっていたきたいという強い指摘がございました。

また、これは委員会質疑の中ではないんですけども、私は委員長としてその問題について執行部に対して強いご指摘をしたのも現実でございますので、ご理解のほど賜りたいと思います。

議長（與谷公孝議員） 他にございませんか。

簡潔にお願いします。5番、真井議員。

5番（真井夫議員） 委員長、簡単に尋ねます。

その指摘に対して、市長、執行部から何ら反応がなかったんですか。それとも、反省の弁はあったんですか、それだけ聞いておきます。

議長（與谷公孝議員） 16番、南靖久委員長。

16番（南靖久議員） 市長から反省の弁があったと理解しております。

議長（與谷公孝議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第5、議案第45号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する各委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（與谷公孝議員） 起立全員であります。

よって、議案第45号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長よりごあいさつがあります。

市長。

〔市長（奥田尚佳君）登壇〕

市長（奥田尚佳君） 議員の皆様、長い間ご心配をおかけしまして、きょうも長時間にわたりましてご審議いただきまして、まことにありがとうございました。

私もこの1カ月間、いろいろとどうしたらいいのかなというところもありましたし、かなり反省もしました。ですので、この反省すべき点は本当に深く反省して、それで今後の市政運営に生かしていきたいというふうに思いますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

議長（與谷公孝議員） 本日1日、まことにご苦労さまでした。

これをもって平成20年度第1回臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午後 2時27分〕